

- 号) 第 2 条に基づき激甚災害に指定されている災害により被災した施設等であること。
- (イ) 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、市がこれと同程度と認める場合であること。
- (ウ) 施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入支援事業
別表(2)イに掲げる対象施設等が大規模修繕を実施する際に、介護ロボット・ICT を導入するために必要な経費を支援する事業。なお、大規模修繕とは別表(7)の表中(1)又は(2)に該当するものをいい助成を受けているかは問わない。また、介護ロボット・ICT の対象機器、導入計画の策定及び導入効果の報告は別表(9)のとおりとする。

(3) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修等支援事業

ア 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室の多床室を、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う経費を支援する事業。なお、改修とは、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。仕切られた空間についての 1 人当たりの面積基準は設けず、多床室全体として 1 人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

イ 介護施設等における看取り環境整備推進事業

別表(3)イに掲げる介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備に要する経費を支援する事業。

ウ 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、別表(3)ウに掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費を支援する事業。

(4) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

ア 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

感染症の 2 次感染のリスクを低減するため、別表(4)アに掲げる介護施設等において、ウイルスが外に漏れないよう気圧を低くした陰圧室にするための陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行うのに要する経費を支援する事業。

イ 介護施設等における感染拡大防止のためゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

別表(4)イに掲げる介護施設等において、次の(ア)から(ウ)の事業について必要な経費を補助する事業。

別表(2) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

1 対象施設	2 補助基準額	3 対象経費
ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業		対象施設等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料。 なお、次に掲げる事業等は補助の対象とはならない。 ・ 開所後に発生する経費(クラウド利用料、リース料、その他保証料等) *導入時に設備等の経費と併せて支払いをした場合であっても、対象外 ・ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 小規模介護老人保健施設(定員29人以下) ・ 小規模介護医療院(定員29人以下) ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模介護付きホーム(※1)(定員29人以下) 	1 定員あたり 839 千円	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1 宿泊定員あたり 839 千円	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 	1 事業所あたり 14,000 千円	
イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業		対象施設の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費(令和2年5月11日老高発0511第2号・老振発0511第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の対象経費を準用する。)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス(※1) ・ 養護老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 介護付きホーム(※1) 	1 定員あたり 420 千円	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1 宿泊定員あたり 420 千円	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 	1 事業所あたり 7,000 千円	

※1 ケアハウスは特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの、介護付きホームは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。

別表(7) 大規模修繕

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に耐えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路(バルコニー)等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	県が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(8) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(9) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

別表(9) 対象機器、導入計画の作成、導入効果の報告

	対象機器	報告等
介護ロボット	<p>(1) 介護ロボット機器 次の i から iii の全ての要件を満たす介護ロボットであること。</p> <p>i 目的要件 日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること</p> <p>ii 技術的要件 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット ・ 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 30 年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット <p>iii 市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。</p> <p>(2) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る次の経費</p> <p>i Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）</p> <p>ii 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効果的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）</p>	<p>【導入計画の作成】 計画は、導入後 3 年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器等、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とする。</p> <p>【導入効果の報告】 導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。 例) 介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者・利用者の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容</p>

- (1) 記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること(転記等の業務が発生しないこと)。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる(転記等の業務が発生しなくなる)場合も対象とする。
- (2) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等(居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。)の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。
- (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフトを導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること(補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示(シール等による貼付)を行うなど事業所において工夫すること)。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。
- (4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること(有償・無償を問わない)。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
- (5) タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。
- (6) 本事業により ICT を導入した事業所においては、CHASE による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様とする。
- (7) ICT 導入に関して他事業所からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。

【導入効果の報告】

本事業において ICT 導入等を行った施設は、ICT 導入支援事業 導入実績報告書(様式第5号)に基づき導入内容等を事業実施年度の翌年度の5月末までに市長へ報告する。

様式第5号

年 月 日

(宛先) 名 古 屋 市 長

所在地

法人名

代表者職氏名

年度 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援
事業費補助金導入効果報告書

年 月 日付 健介保第 号で交付決定があった上記事業の補助金について、導入効果報告書を提出します。

記

〈導入事業所〉

- 1 事業所名
- 2 介護保険事業所番号
- 3 サービス種別